(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十三

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業
　　ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

四十四

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家についても適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。

四十五

分野　運輸業
小分野　道路運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一一　一般乗合旅客自動車運送業
　　ＪＳＩＣ　四二一二　一般乗用旅客自動車運送業
　　ＪＳＩＣ　四三三　一般貸切旅客自動車運送業
　　ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業
　　ＪＳＩＣ　四四一　一般貨物自動車運送業
　　ＪＳＩＣ　四四二　特定貨物自動車運送業
　　ＪＳＩＣ　四四三　貨物軽自動車運送業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
　　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要　1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が、輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときに指定される。

3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度までに輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に指定される。

四十六

分野　運輸業
小分野　運輸に附帯するサービス業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
概要　自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。

四十七

分野　運輸業
小分野　運輸に附帯するサービス業
産業分類　市場アクセス（第四十六条）
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要　日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。
　　同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十八

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類　最恵国待遇（第四十五条）
　　市場アクセス（第四十六条）
　　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要　スイスにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、スイスの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

四十九

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
　　ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業
　　ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において「水運業」とは、外航海運業及び沿海海運業、日本国内の港の間の海上運送（内陸水運業及び船舶貸渡業を除く。）をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

五十

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　最恵国待遇（第四十五条）
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
　　内国民待遇（第四十七条）